

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2020
VOL.623

6



紫陽花の咲く頃(桜川市 雨引観音)

写真提供者:水戸市 水谷 啓一 氏

●2020 6月号 CONTENTS●

令和2年度 全国安全週間実施要綱	2
労働保険の年度更新手続き等について	5
令和2年度 働き方改革推進支援助成金のご案内	6
茨城働き方改革推進支援センターが 事業主の皆様を無料でご支援いたします…	8
「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です!!	9
労働基準監督署への報告書類(安全衛生関係)は、 インターネット上で作成できるようになりました	10
令和元年賃金構造基本統計調査の結果	11
治療と仕事の両立支援	12
3つの密を避けましょう!	13
「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内	14
「有機溶剤作業主任者能力向上教育」のご案内	14
家内労働(内職)にかかる指導結果について	15
「令和3年3月新規学校卒業者の 就職に関する申し合わせ」が決まる!	15
県内の労働災害発生状況速報	15
講習会のご案内	16

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開してきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上の死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 繼続的に実施する事項

- ①安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的な事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはざまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策**ア 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)**

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

- (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働保険の年度更新手続き等について

●労働保険の年度更新期間の延長について

本年度の労働保険の年度更新期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新（申告・納付）を円滑に実施する環境を整えるため、6月1日～7月10日の40日の期間を6月1日～8月31日までの3ヶ月間の期間に延長されました。

●労働保険料の納付猶予について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、労働保険料等の納付が困難となった場合に利用できる納付猶予があります。納付猶予を希望される事業主の方におかれましては、支給要件等の詳細は厚生労働省又は茨城労働局のホームページにてご確認ください。

○年度更新手続きについて

送付されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成し、期日までに申告手続きをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、労働保険年度更新センター（0120-560-710）を開設しておりますのでお気軽にご利用下さい。

受理相談会の日程につきましては、郵送しました申告書に同封の資料「茨城労働局からのお知らせ（08）」にも記載しておりますが、茨城労働局ホームページで最新の情報をご確認ください。

なお、受理相談会において際は、申告書・事業主印のほか次の資料をご持参願います。

○継続事業（建設事業、林業以外の方）

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの保険料算定期間に中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額（支払義務が具体的に確定した賃金も含みます。）が分かる資料

○一括有期事業（建設事業、林業の方）

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に終了した工事（林業にあっては終了した事業）に係る工事台帳、工事請負契約書等

○年度更新の変更点等について

- 令和2年4月1日からすべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。
(高齢労働者に係る保険料免除がなくなります。)
- 労災保険率及び雇用保険率は令和元年度と同率になります。

《お問合せ先》

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（029-224-6213）
または最寄りの労働基準監督署まで

令和2年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

○中小企業事業主とは、「資本または出資額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主	<p>以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①から④の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1)交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること (2)交付申請時点で年5日の年次有給休暇の取得に向けて必要な就業規則等を整備していること (3)①月60時間を超えている36協定の時間外労働時間数の縮減 ②週休2日制の導入に向けた所定休日の増加 ③病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇のいずれかの導入 ④時間単位の年次有給休暇制度の導入</p> <p>※上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げる目標の追加が可能</p>
助成率、上限額	<p>費用の3/4を助成</p> <p>※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(3)①の取組の場合 令和2年度又は令和3年度に有効な36協定において、 ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限100万円又は50万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります) イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円 ・上記(3)②の取組の場合 ア 所定休日を月3日以上増加 ⇒ 上限50万円 イ 所定休日を月1日～2日増加 ⇒ 上限25万円 ・上記(3)③及び④の取組の場合 ⇒ それぞれ上限50万円 <p>※上記①から④に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費
交付申請期限	令和2年11月30日(月)

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主（団体推進コースにおいては支給要件）	勤務間インターバル制度を導入していない中小企業事業主 ※詳細は今後要綱、要領で定められる予定です。	傘下企業のうち、1/2以上の企業について、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 など ※1 上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引き上げ人数に応じて上限額を加算 ※2 詳細は今後要綱、要領で定められる予定です。	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	※今後交付要綱にて定められる予定です	令和2年11月30日（月）

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。

交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

また、本助成金のコースとして、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。

「テレワークコース」の詳細のお問合せ、申請はテレワーク相談センター（0120-91-6479）までお願いします。

＜お問い合わせ・申請先＞

茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

中小企業・小規模事業者の皆様へ

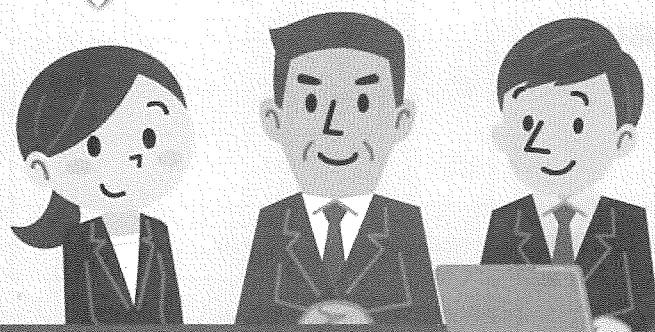
「働き方改革関連法」が施工されています! 対応はお済みですか?

(厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

茨城働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を 無料でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります!



ワン・ストップ 無料相談

特に、以下の悩みや課題は
迷わざご相談ください。

- 働き方改革って?
- 業務効率化から始めたい
- 関連法の詳細は?
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人財不足対応(育成含む)

*これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要請に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

無料

個別企業訪問

無料

セミナー・講師

無料

常駐相談

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

全体説明や個別テーマなど要請に
応じた講演を行います。

当センター内で電話相談や来所者
相談を行っています。

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2F

電話

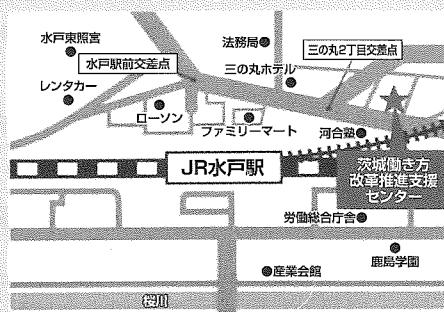
ファックス

0120-971-728 029-302-3472

E-mail

ホームページ

ibaraki@task-work.com <https://task-work.com/ibaraki>



実施機関 / 株式会社タスクール Plus

事業主の皆さんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です!!

働き方改革関連法が順次施行されています！

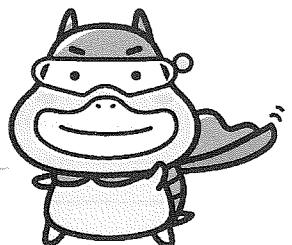
重点事項

- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です!
※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう!
- Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります!
- Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
はい！ ろうどう
0120-811-610

月～金：午後5時～午後10時／土・日・祝日：午前9時～午後9時
※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



事業主の皆さんへ

労働基準監督署への報告書類(安全衛生関係)は、インターネット上で作成できるようになりました

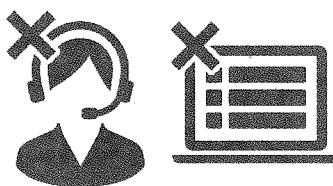
厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面^(※1)を作成する際に、誤入力・書類の添付忘れを防ぎ、過去の保存データ^(※2)を用いて共通部分の入力を簡素化します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

インターネットで
帳票を作成できます



サービスの利用において
事前の申請や登録は不要です



Webブラウザ要件

- Internet Explorer
- Microsoft Edge
- Google Chrome

OS要件

- Windows 10
- Windows 8.1

対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告(休業4日以上)
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェック)
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1: このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

※2: このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

■ 入力支援サービスへのアクセス方法はこちら ■

- 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関するご質問: 労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311 (内線329)

帳票の取扱いに関するご質問: 労働基準局安全衛生部 03-5253-1111 (内線5482、5498)



厚生労働省茨城労働局 各労働基準監督署

茨城県の賃金(月額)は29万8千7百円 ～令和元年賃金構造基本統計調査の結果～

厚生労働省では、このほど令和元年賃金構造基本統計調査の結果の概要を取りまとめ公表しました。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金(令和元年6月分)についての集計結果で、対象は抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間企業です。また、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、今回から、外国人労働者の賃金を集計しています。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)(全国) (注1)(注2)

- (1)男女計の賃金は、307,700円(前年比0.5%増)、男性では338,000円(同0.1%増)、女性では251,000円(同1.4%増)となっています。
- (2)雇用形態別にみると、男女計では、正社員・正職員が325,400円と前年比0.5%増加しているのに対して、正社員・正職員以外は211,300円と前年比0.9%増加しています。

2 短時間労働者の賃金(1時間当たり)(全国) (注1)(注2)

男女計は1,148円(前年比1.8%増)、男性は1,207円(同1.5%増)、女性は1,127円(同2.0%増)となっています。

3 外国人労働者の賃金(月額又は1時間当たり)(全国) (注1)【新規項目】

一般労働者のうち外国人労働者の賃金(月額)は、223,100円、短時間労働者のうち外国人労働者の賃金(1時間当たり)1,068円となっています。

4 茨城県の賃金 (注1)

茨城県の一般労働者の男女計の賃金(月額)は、298,700円(前年比0.7%減)、男性では325,900円(同0.7%減)、女性では238,500円(同0.3%減)となっています。また、短時間労働者の賃金(1時間当たり)は、男性で1,199円(同0.1%増)、女性では1,067円(同1.2%増)となっています。なお、近隣都県の一般労働者の賃金(男女計)は下表のとおりです。

一般労働者の賃金の推移(月額、単位:千円)

県 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
茨城県	286.1	288.9	298.9	305.9	299.8	300.7	298.7
栃木県	285.7	290.1	290.5	289.7	294.9	295.9	292.6
群馬県	278.7	277.3	283.1	281.7	282.4	281.9	287.4
東京都	364.6	377.4	383.0	373.1	377.5	380.4	379.0

(注1) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値

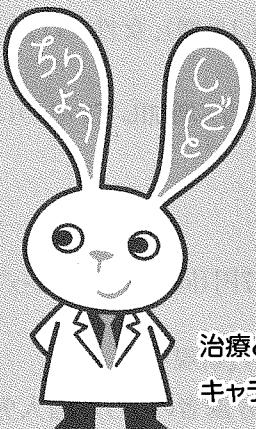
(注2) 外国人労働者を含む

病気になられた方たちが働きつづけることを支援します!

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援とは、

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。



治療と仕事の両立支援
キャラクターちりょうさ

誰にでも病気になる可能性があります。そして病気になったからといって仕事をすぐに辞める必要はありません。当センターには、治療と仕事の両立を考えるための専門スタッフがあります。

当センターでは、両立促進支援員(社会保険労務士、保健師)が、病気になってからの仕事との向き合い方、使える公的制度、自分の病気のことについて、きちんと考え方について、きっちんと考え納得のいく選択ができるよう支援しています。

(お知らせ) 出張相談窓口等の当面の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各医療機関等に設置しておりました右表の出張相談窓口と当センターでの面談につきましては、当面の間、電話・メールでの対応にさせていただいております。

相談を希望される方は、当センターまで、メール・FAXにより、名前、電話番号、簡単な相談内容をお知らせください。

申込内容を確認後、両立促進支援員による対応日時等をご連絡いたします。

Mail : mito@ibarakis.johas.go.jp
FAX : 029-227-1335

職場で働き続けるための相談がしたい

がん、脳卒中、心疾患、肝炎、糖尿病、その他難病の患者さん向け

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

電話相談：平日 8:30～17:15（予約不要）
面談：毎週水曜日 13:00～16:00（予約優先）

tel.029-300-1221

- ・治療の段階や健康状態に応じた働き方にについて患者さんと一緒に考えます。
- ・主治医に「意見書」を書いてもらう時の助言をします。
- ・勤務先で「両立支援プラン」を作成する時の具体的な支援をします。

以下の窓口で出張相談を行っています。（通院している病院に関わらずご利用できます。）

筑波メディカルセンター病院

毎月第3火曜日 13:00～16:00
（予約制）

tel.029-851-3511

（独）国立病院機構 茨城東病院

毎月第4水曜日 11:00～14:00
（予約不要）

tel.029-282-1151

県立製作所ひたちなか総合病院

毎月第3木曜日 13:00～16:00
（予約不要）

tel.029-354-6843

茨城県難病相談支援センター

随時受付
（予約制）

tel.029-840-2838

水戸赤十字病院

毎月第2水曜日 13:30～16:30
（予約不要）

tel.029-221-5177

対面での相談を
当面休止します。



独立行政法人 労働者健康安全機構

茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10

水戸FFセンタービル8階

TEL:029-300-1221 FAX:029-227-1335

ホームページ <https://ibarakis.johas.go.jp/>

E-mail:mito@ibarakis.johas.go.jp

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



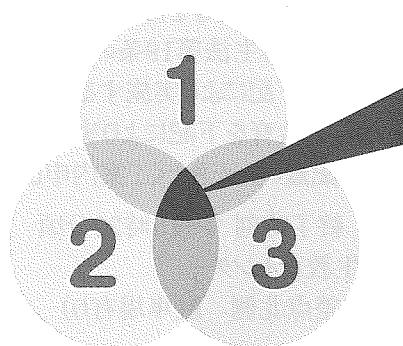
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内

防じんマスク及び防毒マスクの選択、使用等については、事業者は、衛生管理者、作業主任者等のうちから、各作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を指名し、その者に防じんマスク等の適正な選択、着用及び取扱方法について必要な指導を行わせるとともに、防じんマスク等の適正な保守管理に当たらせることとされております。(平17.2.7基発第0207006号、平17.2.7基発第0207007号)

今般、「保護具着用管理責任者」の任に当たる方々を対象として、下記により標記の養成講習を実施することとなりました。

貴事業場における労働衛生管理水準の向上を図るために、関係者の方々の受講参加を願いたくご案内申し上げます。

なお、受講者の方々には「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」修了証が交付されます。

記

1. 日 時：令和2年8月17日(月) 13:00～16:30
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1 (TEL 029-221-6880)
3. 研修内容：
 - ①関係法令
 - ②マスクの選択、着用、保守・管理に当たっての留意事項
 - ③演習
4. 対象者：衛生管理者、職長、作業主任者、安全衛生推進員等の労働衛生管理担当者
5. 受講料：5,236円(税込・資料代込)
6. 定員：40名
7. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会宛にFAXで申込み下さい。
なお、受講料は受講票が届いてから振込をお願いいたします。
振込先：「常陽銀行 本店営業部 普通預金 №870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込みを取り消されても受講料はお返しきれません。
8. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
TEL 029-225-8881 **FAX 029-227-4507**

「有機溶剤作業主任者能力向上教育」のご案内

平成26年8月25日厚生労働省令第101号にて、「有機溶剤中毒予防規則」の改正が行われ、特別有機溶剤(業務)については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了したものから特定化学物質作業主任者を選任することとなったところですが、関係法令等の改正状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与しその能力の向上を図り、以って事業場における安全衛生水準の向上を目指す観点より、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針別表19により有機溶剤作業主任者に対する標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

については、今般、当連合会において、上記の趣旨を踏まえ、標記の能力向上教育を下記により実施することになりましたので、貴事業場における有機溶剤作業主任者の方々の受講参加にご配意いただきたくご案内申し上げます。

1. 講習日時：令和2年9月28日(月) 開始時刻 午前9時00分 終了時刻 午後5時20分頃
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
3. 定員：40名
4. 受講料等：1名につき 14,768円【受講料 12,568円(税込)、テキスト代 2,200円(税込)】
5. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029-225-8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わることがありますのでご理解をお願いいたします

家内労働(内職)にかかる指導結果について

茨城労働局では、家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働安全衛生指導員を委嘱しています。

家内労働安全衛生指導員は、家内労働者に業務を委託している委託者を訪問して、家内労働法に定められた「家内労働手帳の交付、法定帳簿の備付け、工賃の適正な支払い」「安全衛生の措置」などが遵守されているか確認し、違反している場合は、改善指導を行っています。

令和元年度の改善指導結果は下表のとおりで、家内労働手帳の交付についての不備、委託状況届の不備などがみられました。

家内労働手帳は、工賃などの委託条件を明確にし、物品や工賃の授受のつど記録することで、無用のトラブルを防止するために義務付けられているものです。モデル様式を当室で配布しているほか、茨城労働局ホームページにも掲載していますので、そのつど記入して家内労働者に交付してください。 問合せ先：茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216

令和元年度 改善指導結果							
指導実施件数	要改善率(%)	違反条文					
		第3条 家内労働手帳	第6条 工賃の支払	第14条 最低工賃	第17条 安全衛生	第26条 委託状況届	第27条 帳簿の備付
9	66.7	5	0	0	0	3	0

※様式や家内労働法のあらましについては、茨城労働局ホームページをご覧ください。

茨城労働局 家内労働

検索

「令和3年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

茨城県就職問題検討会議において、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

令和3年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	△中学校卒業予定者	△高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

県内の労働災害発生状況速報 (令和2年4月末現在)

業種別		令和2年	前年同期
計		(3) 664	(4) 666
製造業		(0) 189	(2) 198
鉱業		(0) 4	(0) 3
建設業		(1) 89	(0) 70
内訳	土木	(1) 21	(0) 12
	建築	(0) 43	(0) 42
	その他	(0) 25	(0) 16
運輸交通業		(0) 99	(2) 95
貨物取扱業		(1) 11	(0) 7
農林業		(0) 9	(0) 10
畜産水産業		(0) 33	(0) 32
商業		(0) 90	(0) 90
その他		(1) 140	(0) 161

(注) ()内は、死亡者で内数

講習会のご案内(令和2年6月中旬~7月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
有機溶剤作業主任者		
6/24~25	平成館 (古河市)	古河協会
7/1~2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/16~17	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/30~31	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
乾燥設備作業主任者		
6/15~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/15~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会・古河協会
鉛作業主任者		
6/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
6/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
玉掛け		
7/2~3・4	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/16~17・18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/30~31・8/1	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/30~31・8/3~4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)		
6/27	平成館 (古河市)	古河協会
6/29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/4	NC東日本コンクリート工業株 (筑西市)	筑西協会
7/6	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/13	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会・水戸協会
7/15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/19	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
7/2~3・4・5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/9~10・12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/16~17・18	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/24~25・26	平成館 (古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
6/22~23・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/30~31・8/1	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
7/7~8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
7/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
6/26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
7/2	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
7/12	平成館 (古河市)	古河協会
アーク溶接等の業務		
6/24~25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/13~14	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
電気取扱業務(低圧)		
6/18~19	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/25	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
電気取扱業務(高圧)		
7/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
6/26~27	NC東日本コンクリート工業株 (筑西市)	筑西協会
7/10~11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
7/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
特定粉じん作業		
6/30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/18	平成館 (古河市)	古河協会
酸素欠乏危険作業(第2種)		
6/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
7/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
6/16~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/2~3	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
6/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/29~30	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/1~2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/11~12	平成館 (古河市)	古河協会
7/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/21~22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
7/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/21~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/21~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
安全管理者選任時研修		
7/7~8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
7/9	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
リスクアセスメントリーダー養成研修		
6/28	平成館 (古河市)	古河協会
KYTトレーナー研修会		
7/30~31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止器具特別教育		
6/30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/3	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
7/1~3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/6~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)		
7/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力ををお願いいたします。		
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。		
連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水 戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日 立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土 浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑 古	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
河 太	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
常 総	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
龍ヶ崎	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
鹿 島	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478